

平成31年4月3日

白馬村長 下川 正剛 様

白馬村観光振興のための財源確保検討委員会
会 長 下 村 彰 男

白馬村観光振興のための財源確保の在り方に関する報告書（答申）

白馬村観光振興のための財源確保の在り方について、全6回の検討委員会を通じ審議を重ねた結果、別添白馬村観光振興のための財源確保の在り方に関する報告書のとおり答申します。

白馬村観光振興のための財源確保の在り方に関する報告書

平成31年4月

白馬村観光振興のための財源確保検討委員会

目次

1. 背景	1
2. 新たな観光財源の必要性・使途	3
(1) 新たな観光財源の必要性	3
(2) 新たな観光財源の使途	3
3. 新たな観光財源の運用の仕組み	6
4. 新たな観光財源の在り方	7
(1) 財源候補の比較検討	7
(2) 新たな観光財源の導入にあたっての課題	14
(3) その他の検討事項	15
5. まとめ	16

1. 背景

白馬村は、北アルプス白馬連峰という象徴的かつ魅力的な山岳資源を有し、登山やスキーを中心とした観光立村として今日まで発展を遂げてきた。近年では、日本人観光客数の減少傾向が続いている一方、外国人観光客が急激に増加する等、観光を取り巻く環境は劇的に変化している。また、国内他地域と同様に、人口減少・少子高齢化の進展は今後益々厳しさを増していくと推測され、将来は必ずしも楽観視できない状況である。こうした環境変化の中にあって、白馬村を将来にわたり持続可能な観光地としていくため、平成28年3月に「白馬村観光地経営計画」を策定し、白馬村が観光地として目指すべき方向性や戦略を示すとともに、これらを実行していくための体制や方策を取りまとめた。

「白馬村観光地経営計画」では、白馬村観光の目標像を「恵まれた自然、山と雪が育む生活・文化を未来に残す マウンテンリゾート・Hakuba」と定め、10の戦略が示されたほか、各戦略を進めていくための基盤整備として、計画を確実に推進していくための体制の構築を進めていくとともに、観光まちづくりを推進するための新たな独自財源の確保を図ることとされている（図1）。

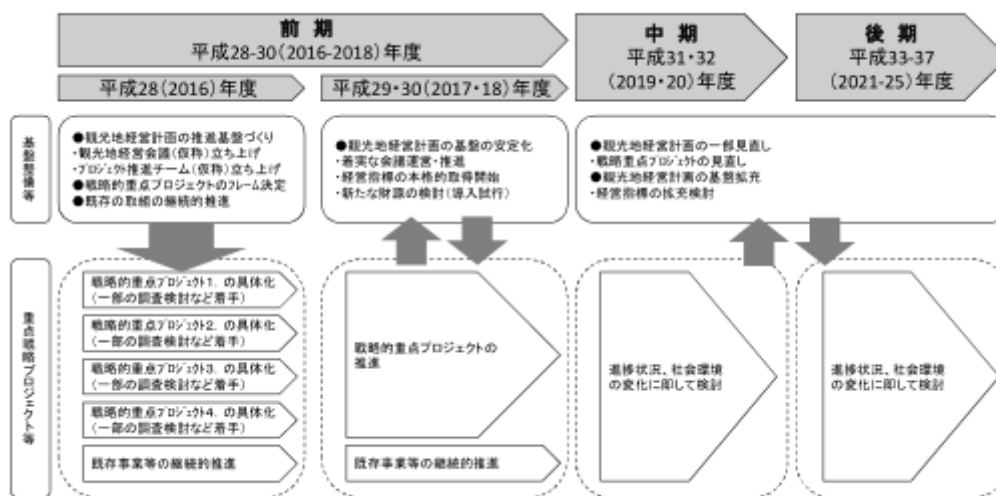


図3-12 計画推進スケジュールのイメージ

9-2. 観光振興のための財源の確保

① 受益者負担による新規財源の検討

[事業内容]入湯税の見直しや宿泊税や環境協力金のあり方等、宿泊拠点や山岳域の環境保全、観光地全体の景観整備など、目的に即して柔軟に活用できる新たな財源のあり方について検討を進めます。

② 外部からの多様な資金調達方策の検討

[事業内容]ふるさと納税の活用や募金つきの着地型ツアーの開発、環境保全に対する基金の設置等、事業の特性・性格や規模に応じて活用できる新たな財源のあり方について検討を進めます。

(図1) 観光地経営計画 (抜粋①)

観光業を中心に発展してきた白馬村では、観光業の衰退は白馬村自体の存亡に関わる問題である。将来にわたり選ばれる観光地で在り続けるためには、世界に誇る恵まれた山岳環境の保全や新たな観光メニューの提供により滞在環境・顧客満足度を向上させること、この土地の魅力を効果的に発信すること等、各種戦略を着実に遂行していくことが必要である。一方で、今後、人口減少・少子高齢化が進行する中で、官民間問わず、観光振興に充てられる財源は加速度的に減少していく。これらを踏まえて、20年後、30年後、さらにはその先の将来においても白馬村が観光地で在り続け、人々が将来にわたりこの地域で住み続けるためには、安定的な観光財源の確保を検討していくことは不可避である。

このような観点から、白馬村観光振興のための財源確保検討委員会（以下、「委員会」という。）が設置され、平成30年5月から、宿泊拠点や山岳域の環境保全、観光地全体の景観整備など、目的に即して柔軟に活用できる財源の在り方について委員会（計6回開催）及びワーキンググループ（以下WG。計3回開催）において検討を行った。本報告書は、委員会・WGでの議論を経て、各委員等から出された意見を取りまとめたものである。新たな観光財源の在り方については、本報告書を踏まえ、行政において判断がなされるものであるが、本報告書が、官民間問わず今後の観光立村・白馬村の将来を考えるにあたり有益なものとなることを強く願うものである。

2. 新たな観光財源の必要性・使途

(1) 新たな観光財源の必要性

総論として、将来にわたり安定的な観光財源を確保することは必要と考えられる。

「観光地経営計画」にあるとおり、今後は官民協働で観光地経営を行っていく必要があり、魅力ある観光地で在り続けるためには官民協働による継続的な投資が求められる。一方で、加速度的に進む人口減少・少子高齢化により、官民を問わず財源が大きく減少していくと、きめ細かな観光振興施策を迅速に実施することが難しくなり、観光立村・白馬村にとって大きな危機を迎えることになる。観光地としての持続性が高まれば、住民の生活も豊かになるということを踏まえ、そのためにどのような財源の在り方が必要かを考える必要がある。

【WGでの主な議論】

- ・新たな観光財源は基本的に必要である。新たな財源があればこれまでできなかった取り組みを行うことができ、一般財源ではこれまで投資できなかった分野に使うことができる。

(2) 新たな観光財源の使途

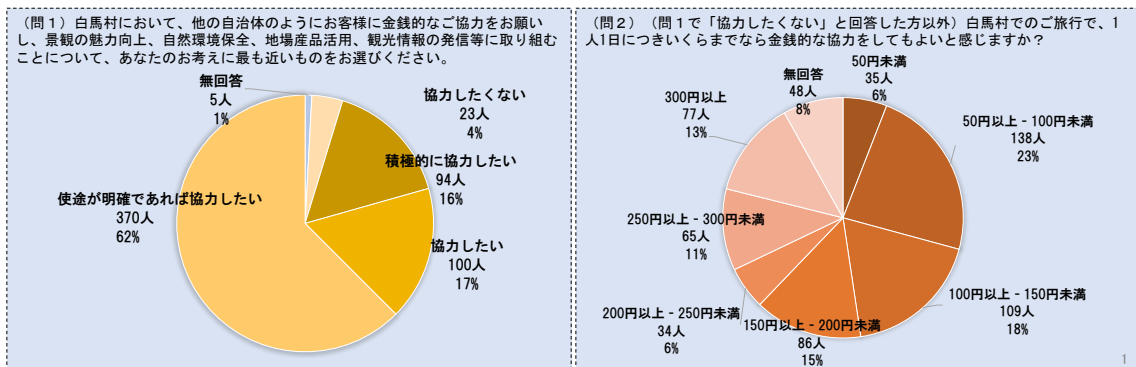
新たな観光財源の使途としては、委員会やWGにおいて、二次交通整備や宿泊施設等でのWiFi整備、景観整備、宿泊者向けツアー開発、案内看板整備、広報宣伝活動等が挙げられた。新たな観光財源は、このように観光振興施策のみに充てられるものであり、観光財源の在り方に関わらず、観光客・住民の理解を得ながら効果的な観光戦略を打ち出すためには、①使途の明確化、②優先順位の設定が不可欠である。

①使途の明確化

使途については、観光客・住民理解を得る観点からも明確に提示する必要がある。観光客を対象とした支払い意思額調査（図2）においても、観光客からの金銭的協力について、過半数の62%が「使途が明確であれば協力したい」としている。

白馬村来訪者調査（2017-2018）に合わせ、白馬村の宿泊客を対象として、観光振興のために観光客から金銭的負担をお願いすることについての意識調査を実施した。

- 調査時期 平成30年2月～10月
- 調査方法 インターネット調査
- 調査対象 宿泊客（回答数592名（日本語調査556名、英語調査36名）



(図2) 支払い意思額調査

今後の観光財源の用途については、既に「観光地経営計画」において、10の戦略とこれに基づく施策・事業・スケジュール等が実施主体とともに示され、その中でさらに4つの戦略的重点プロジェクトが指定されている。

(表1) 観光地経営計画(抜粋②)

戦略的重点プロジェクト1 白马連峰への眺望の魅力最大化プロジェクト		
戦略1. 観光の資産価値の最大化	1-1. 山岳景観の魅力向上	①白马連峰の眺望スポットの抽出 ②白马連峰の魅力最大化
	1-3. 滞在空間としての魅力向上	①景観のコントロールによる滞在魅力の向上 ②オープンスペースの創出による滞在魅力の向上
戦略的重点プロジェクト2 白马村の核となるスキー場と宿泊拠点の再生プロジェクト		
戦略4 宿泊施設とスキー場の再活性化	4-1. 宿泊施設の戦略的な活性化	①宿泊施設のサービス形態見直し・多様化による競争力強化 ②宿泊施設のサービス共通化による効率化
	4-2. スキー場の戦略的な活性化	①スキー場の施設更新による競争力強化 ②スキー場のサービス共通化による効率化
戦略的重点プロジェクト3 国際リゾートにふさわしい受入環境整備プロジェクト		
戦略3. 観光の魅力要素の次世代への敬称	3-1. 自然環境資源の保全	①水資源の保全活動の推進 ②宿泊施設のエコ認証制度の創設 ③エコカーや電気自動車、自転車の導入推進
戦略7. 誰もが安心できる観光受入体制の構築	7-1 誰にでもわかりやすい情報提供	③誰にでもわかりやすい案内標識類の統一
	7-2. 誰でも利用しやすい滞在環境整備	①ひと目でわかるシャトルバスの運行 ②冬場のタクシー不足の解消 ③クレジットカードによる決済環境の整備
		7-3. 危機管理体制の構築
戦略的重点プロジェクト4 魅力の多様化に向けたコンテンツ創出プロジェクト		
戦略1. 観光の資産価値の最大化	1-3. 滞在空間としての魅力向上	④雨天時に対応可能な拠点づくり

戦略2. 白馬村を訪れ滞在する価値の多様化	2-1. 季節それぞれの新しい楽しみ方の創出	①屋内外でのアクティビティ充実 ②スポーツプログラムの強化
	2-2. 食と温泉を活用した滞在魅力向上	①白馬産食材の地産地消の推進 ③温泉の特色を生かした魅力づくり
	2-3. 歴史・文化・芸術資源の継承・活用	①歴史・文化資源の発掘と活用 ②歴史・文化資源を活用したプログラム開発
戦略3. 観光の魅力要素の次世代への継承	3-2. 文化・生活資源の保全	①歴史・文化資源の発掘と活用

これに基づき、委員会の中でも具体的な使途の候補が別表のとおり提示された。財源の使途とスケジュール感を示すことが重要との意見もあったが、今後の白馬村が採るべき施策・事業・スケジュール等は「観光地経営計画」において定められており、この内容を基本として、各年毎の事業検証や社会経済情勢の変化を踏まえて優先順位を定めていくものである。

②優先順位の設定

上記のとおり、既に「観光地経営計画」において、施策・事業・スケジュール等が示されている。一方で、これら全ての施策を同時に実行することは不可能であり、また、観光をとりまく社会経済情勢は日々変化するものである。このため、観光地経営計画に基づいた施策を行うにあたっては、各年毎に地域経済分析等の基礎的な統計を取りながら、施策の優先順位を設定するとともに、施策の効果を事後検証し、次の施策の改善に繋げていくことが必要である。

なお、財源の検討の前に使途やスケジュールをしっかりと定めることが先決であるとする意見があった一方、新たな観光財源と使途は表裏一体の関係にあり、財源の裏付けがないまま使途を検討しても意味がなく、両輪で進めていく必要があるという意見があった。上記のとおり、今後の白馬村が採るべき施策・事業・スケジュール等は「観光地経営計画」において定められており、その財源確保の在り方を検討するのが本委員会の役割であるが、観光客・住民理解を深める観点から、具体的な財源を導入する際には、改めて、行政において使途の大枠をしっかりと提示することが求められる。

【WGでの主な議論】

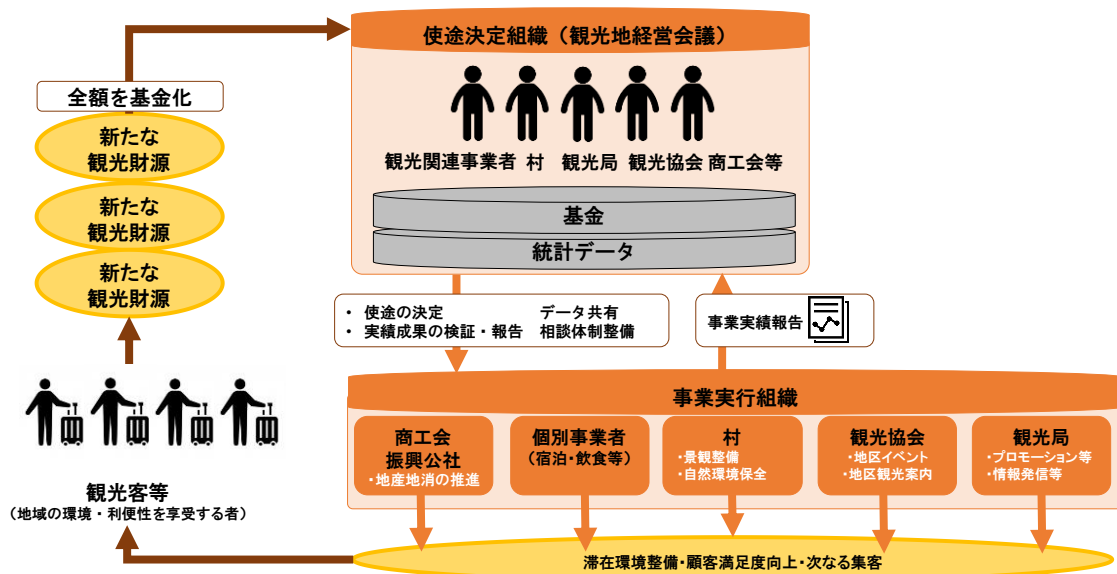
- ・使途を明確化し、優先順位をつけることが必要。
- ・使途としては、二次交通の整備、景観・街並み整備、看板・パンフレットの統一化・多言語化、交通、アクティビティ、予約アプリ、Wi-Fi スポットの整備が考えられる。

3. 新たな観光財源の運用の仕組み

新たな観光財源が観光振興施策のみに使われるよう、新たな観光財源は行政の一般財源とは切り分けて基金化することが必要である。

また、「観光地経営計画」にあるとおり、観光振興施策は行政だけではなく、観光局、観光協会、商工会等をはじめとする多様な民間事業者も含めて考えるべきものである。このため、新たな観光財源の基金管理・使途の決定は行政のみで行うのではなく、官民が一体となった組織において行うこととする。例えば、官民一体型で観光地経営を行う会議体として白馬村観光地経営会議が現在存在していることから、白馬村観光地経営会議を使途決定組織として位置付けることが考えられる（図3）。

使途決定組織においては、しっかりとリーダーシップを取れる人材が戦略立案を進めることが必要である。また、使途決定組織における適切な事務執行を担保するため、監査体制等も整備する必要がある。



(図3) 新たな観光財源の運用イメージ

【WGでの主な議論】

- ・新たな観光財源が観光振興のみに使われるよう、基金化は必要である。
- ・基金化した上で、使途の優先順位を決める組織を作ることが大事である。
- ・現在でも村内の組織が多いため、既存の組織を活用するべきであり、これ以上組織を増やすことは得策ではないと考える。
- ・複数の組織が定期的かつ頻りに集まって使途を決定することが必要である。
- ・どのような組織がリーダーシップをとって、どのように徴収し、どのように使うかについては検討結果には至っていないが、(図3)の案が現段階ではベストではないか。

4. 新たな観光財源の在り方

(1) 財源候補の比較検討

新たな観光財源の在り方については、「白馬村観光地経営計画」において、「受益者負担による新規財源の検討」「外部からの多様な資金調達方策の検討」が挙げられていることを踏まえ、国内外での事例も参考とし、複数の財源候補を比較検討した（表2）。

（表2）新たな財源の在り方シミュレーション

税目	税率	納税者	特別徴収義務者	新たな財源	収入安定性	応益性	応能性	徴税事務量	増収規模	村民負担	観光振興への促進自由度	法的な評価	評価点
宿泊税① (東京都方式)	宿泊料金に対して ・10,000円未満:非課税 ・10,000円以上15,000円未満:100円 ・15,000円以上:200円 (1人1泊)	宿泊者	宿泊事業者	約4百万円	○	◎	○	○	△	◎	◎	◎	19点
宿泊税① (京都市方式)	宿泊料金に対して ・20,000円未満:200円 ・20,000円以上50,000円未満:500円 ・50,000円以上:1,000円 (1人1泊)			約171百万円	○	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	21点
宿泊税②	宿泊料金の2%~3% (1人1泊)			約115百万円 ~ 約172百万円	○	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎
リフト利用者への課税	100円 (1人1日)	リフト利用者	索道事業者	約98百万円	○	△	×	○	◎	○	△	○	13点
村・県民税 (家屋敷課税の引き上げ)	4,500円 ※1,000円の引き上げ	住宅等所有者	—	約1百万円	◎	△	×	△	△	◎	△	○	12点
別荘等所有税	110円 (床面積1㎡当たり)	別荘等所有者	—	約7百万円	◎	◎	◎	△	△	◎	△	○	17点
登山協力金	500円	登山者	徴収する事業所	約12百万円	△	◎	◎	◎	△	○	◎	◎	19点
ふるさと納税	—	寄付者	—	全体収入額 約210百万円 内国際観光地づくり分 約20百万円	△	○	◎	◎	○	◎	◎	◎	20点

※宿泊料金とは、宿泊（寝具を使用して宿泊施設を利用すること）の対価として支払うべき金額である。このため、1泊2食付プランのように、宿泊プランに食事代金が含まれている場合は、支払額から食事代金を差し引いたものが宿泊料金となる。

a. 観光客等域外者による負担

①宿泊税

宿泊税は、既に東京都、大阪府、京都市で施行されている法定外目的税であり、金沢市、北海道倶知安町でも導入が決定している。納税義務者は宿泊者であり、特別徴収義務者は宿泊事業者となる。委員会では、税率を東京都方式、京都市方式、倶知安町方式のそれぞれで設定した場合のシミュレーションを元に議論を行った。

委員会では、主に以下の点から、宿泊税の導入に積極的な意見があった。

- ・白馬村から利益を受けている者に課税するにあたり、その課税の対象となる指標（課税客体）はいくつも考えうるところ、宿泊客は、村内で幅広く観光し、白馬村から利益を受けているという考え方にに基づき、宿泊税は応益的な税として捉えることに合理性がある。
- ・飲食店での飲食行為に課税するという考え方もあるが、飲食店は村民も利用する。これに比べ、基本的に宿泊客＝観光客であり、宿泊施設の定義も法律上明らかであるため、宿泊客という課税主体等を明確にできる。
- ・外国人観光客は宿泊税に対する抵抗がないと考えられる。
- ・外国資本の営業施設については、所得捕捉が難しく、法人関係税や所得税・住民税等の課税が困難となっている中で、宿泊税を導入することで、負担の公平が図られる可能性がある。
- ・宿泊税の導入により正確な顧客データが取れ、観光マーケティングに活用できる。
- ・財源の用途との関係で、一定程度の税収が確保できる法定外税として、広く自治体で採用されつつある。

一方で、主に以下の点から、宿泊税の導入に対して慎重な意見もあった。

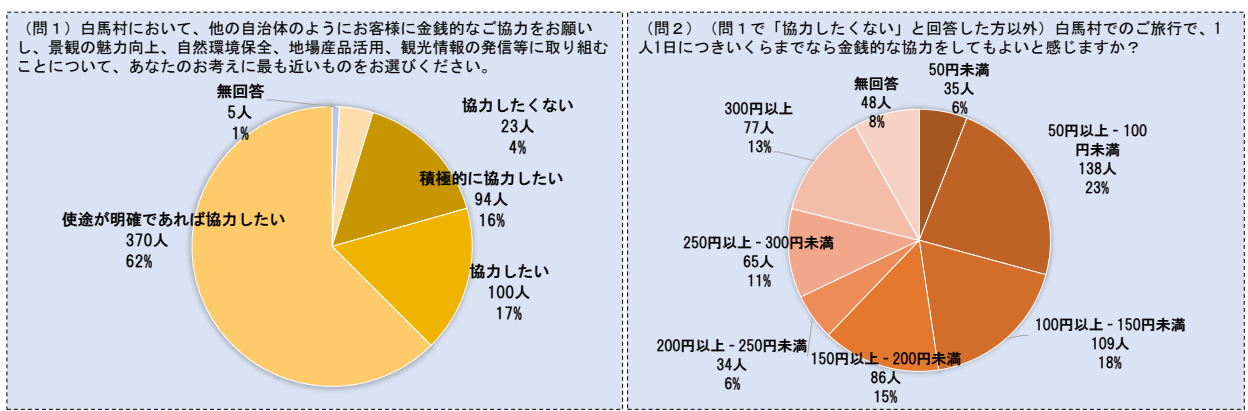
- ・エージェント経由の観光客単価は低い水準にあり、「少しでも安いものを」求める観光客もいる中で、観光客の理解が得られるかが懸念される。
- ・低価格帯の小規模民宿・ペンション等では、宿泊客から徴収しづらいと感じられる。そのような宿泊施設が宿泊税を徴収するとなると、実際宿泊者である納税義務者から徴収できずに宿の持ち出しが生じる可能性がある。
- ・入湯税、H31.10に予定されている消費税増税、観光協会、観光局の会費等、宿泊施設及び宿泊客には様々な金銭的負担が既に存在している。

- ・労働力不足の中で、税の説明、徴収、申告、納付にあたる宿泊施設において徴税手続き等への負担が大きい。小規模宿泊施設は課税対象外とするなど、小規模事業者への一定の配慮も必要ではないか。

なお、上記に関連して、委員会では観光客を対象とした支払い意思額調査(図2再掲)と阿寒湖温泉における入湯税引き上げ(図4)が示されている。支払い意思額調査によれば、観光客のうち、観光振興のための金銭的負担に「積極的に協力したい」「協力したい」「使途が明確であれば協力したい」と回答した割合は95%を占める。また、阿寒湖温泉における入湯税引き上げの後、宿泊者数の減少傾向は見られない。これらを踏まえると、税を含んだ料金の値上げが、そのまま宿泊者数の減少に繋がるわけではなく、宿泊税についても適切な税額の設定や使途の明確な説明等により、観光客からも協力を頂くことは可能と考えられる。一方で、(図5)消費税増税に伴う観光業への影響によれば、平成26年の消費税増税後1年弱程度は観光業においても消費の落ち込みがあったところであり、宿泊税を導入する場合は、消費税増税後1年程度経過後が適当と考えられる。

白馬村来訪者調査(2017-2018)に合わせ、白馬村の宿泊客を対象として、観光振興のために観光客から金銭的負担をお願いすることについての意識調査を実施した。

- 調査時期 平成30年2月~10月
- 調査方法 インターネット調査
- 調査対象 宿泊客(回答数592名(日本語調査556名、英語調査36名))



(図2再掲) 支払い意思額調査

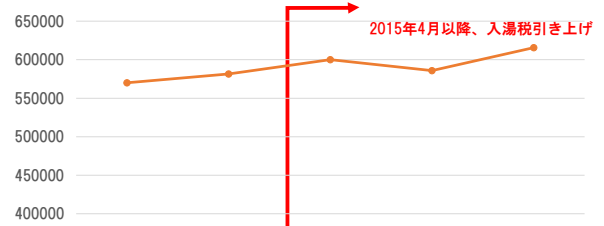
阿寒湖温泉における入湯税引き上げ



入湯税	改正前	改正後 (H26.4~)
宿泊客	150円	250円※
日帰り		90円
修学旅行(宿泊)		70円
修学旅行(日帰り)		40円

※国際観光ホテル整備法の登録ホテルのみ

宿泊者数の推移



	阿寒湖温泉	(参考)白馬村
観光客数 (H29年度)	1,634,738人	2,182,000人
観光客消費単価	宿泊客	36,374円
	日帰り客	10,532円
		38,993円
		8,732円

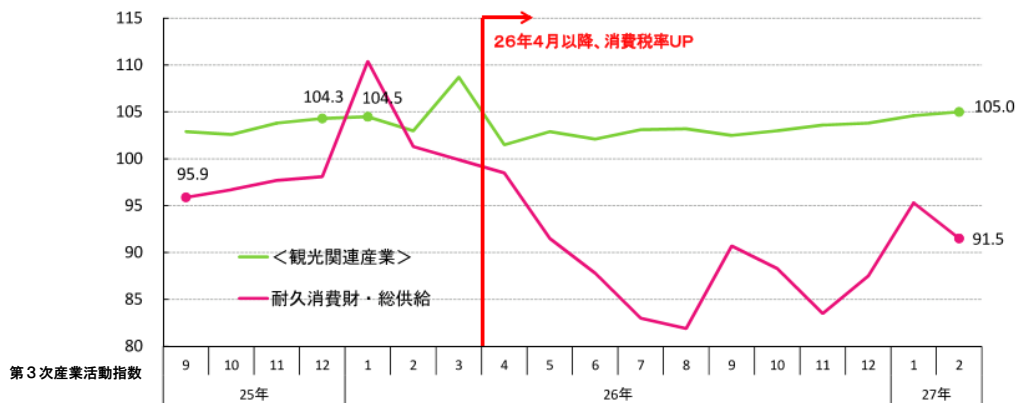
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
宿泊者数(人)	570,080	581,598	600,027	585,927	615,752
対前年比	100.1%	102.0%	105.3%	97.7%	105.1%

出典：白馬村「目的別観光客数推計」「市場・観光客に関する調査」、釧路市「釧路市観光入込客数調査結果(平成29年度)」「平成29年度 釧路市経済波及効果調査報告書」より作成

出典：釧路市「釧路市観光入込客数調査結果」(平成25~29年度)より作成

(図4) 阿寒湖温泉における入湯税引き上げ

「観光関連産業」と「耐久消費財」の指数推移(季節調整済)



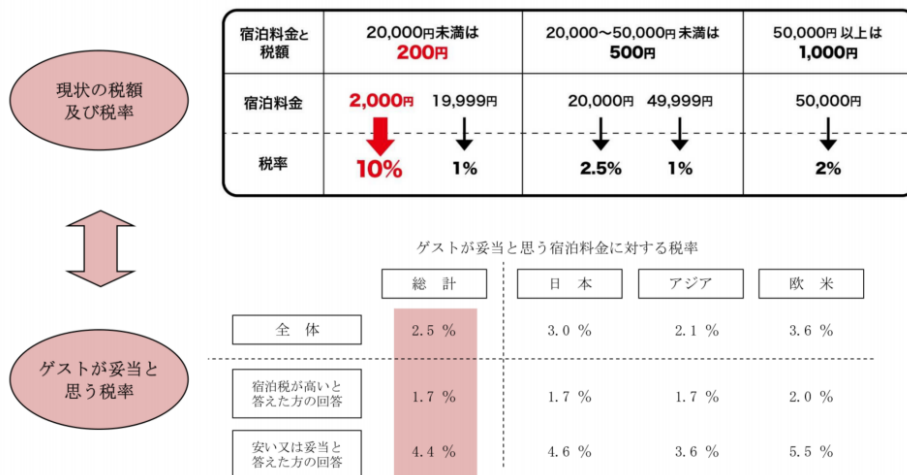
出典：経済産業省「消費増税による産業活動への影響～平成26年4月前後をあらためて振り返る～」

(図5) 消費税増税に伴う観光業への影響

また、京都市簡易宿所連盟（主に民泊経営者が加盟）による「宿泊税に関する調査」では、京都市の民泊において、一部の宿泊施設が宿泊税の導入に伴い宿泊料金の値下げをしたこと、その理由として、京都市では1泊20,000円未満の宿泊に対して一律に200円の宿泊税がかかり、低価格帯施設では、宿泊単価に対する宿泊税の負担割合が大きいことが示されている。これらを踏まえると、低価格帯施設への配慮や事業者の負担軽減策は、白馬村においても検討する必要がある。



また、現状の税率とゲストが妥当と思う税率には大きな差がある



(図6) 京都市簡易宿所連盟「宿泊税に関する調査第1回報告書」

②リフトへの課税

リフトへの課税については、現在、国内で施行されている例はない。このため、本委員会では、納税義務者をリフト利用者、特別徴収義務者を索道事業者、税率を100円（1人1日当たり）と仮定して議論を行った。主な議論は以下のとおりである。

- ・税の応益性の観点から、リフト利用者が白馬村から何を利益として受けているについて十分な説明が難しい。
- ・税の応能性の観点からも、リフト利用者が金持ちとは一概に言えないので、応能的に捉えることが難しい。
- ・リフト利用者から徴収した税を、スキー場以外も含めて広く観光振興目的に使うことに理解が得られないのではないかと。

③家屋敷課税の引き上げ

家屋敷課税は、個人住民税の均等割について、その市町村に住所はなくとも、事務所、事業所又は家屋敷がある場合、その自治体から何らかの行政サービス（防災、清掃、道路整備等）を受けているという考え方から、一定の負担を求めるものである。この家屋敷課税の村税均等割部分を、現行の3,500円から4,500円に引き上げることについて議論を行った。主な議論は以下のとおりである。

- ・均等割は負担が均等であることを前提とするものであり、家屋敷を持っている村外の人だけ均等割を引き上げるのは地方税法上問題があるのではないかと。
- ・家屋敷等の判断（認定）が実務上困難である。

④別荘等所有税

別荘等所有税は、静岡県熱海市で施行されている法定外普通税である。納税義務者は別荘等を所有する者である。なお、別荘等所有税は法定外目的税ではなく法定外普通税であり、使途は観光振興目的に限定されていない。委員会では、110円（床面積1㎡当たり）の別荘等所有税^(※)を導入することについて議論を行った。主な議論は以下のとおりである。

(※) 熱海市では、税率は650円（床面積1㎡当たり）であるが、熱海市と白馬村の地価の差を勘案し、110円とした。

- ・課税対象となる別荘をどのように定義するかが難しいとともに、課税対象となる別荘を実務上判断することも困難である場合が多い。
- ・別荘等所有者は固定資産税や家屋敷課税も別に支払っており、二重課税ではないかという議論もある。
- ・京都市でも宿泊税導入の際に、別荘への課税が議論となったが、別荘等の特定が困難であり、導入が現実的に難しいということで消えた経過がある。

⑤登山協力金

登山協力金は、税ではなく、登山客の任意の寄付である。全国の登山観光地において、導入事例は多く存在する。委員会では、500円（登山客1人当たり）の登山協力金を導入することについて議論を行った。主な議論は以下のとおりである。

- ・法的拘束力や強制力を伴わないものであり、財源確保の方策としては当然考えるべきものである。
- ・全国各地で様々な形で協力金の検討がなされており、どういう形で徴収し、どういう手法であれば実現可能性があるのかがポイントとなる。
- ・観光財源として他の税を導入する際にも並行して検討するべきである。

⑥ふるさと納税

ふるさと納税は、都道府県・市区町村に対して寄付をすると、寄付額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・住民税から控除がなされる仕組みである。既に白馬村では、平成30年度より「国際観光地づくり」をふるさと納税の使途に追加して寄付を募っているが、このようなふるさと納税の観光振興施策への活用について議論を行った。主な議論は以下のとおりである。

- ・法的拘束力や強制力を伴わないものであり、財源確保の方策としては当然考えるべ

きものである。

- ・観光財源として他の税を導入する際にも並行して進めるべき施策である。

b. 観光事業者による負担

上記①～⑥は、基本的には、観光客等の地域の資源・利便性を享受する者から金銭的協力を頂くものである。一方で、委員会・WGでは、海外では、観光客が支払う『接客税』（宿泊税等が該当。インフラ整備等の滞在環境整備に使うもの。）と、事業者が支払う『集客税』（事業税のような形式。広告宣伝等の集客に使うもの。）の二本立てで観光地経営を行っていることを踏まえ、観光事業者自らが観光振興のための財源を分かち合うことが議論された。主な議論は以下のとおりである。

- ・接客税については宿泊税が、集客税については、宿泊、飲食、交通、索道等の観光事業者が規模に応じた税又は分担金を負担することが考えられる。
- ・外国人観光客が増え、滞在日数も増える中で宿泊施設以外の事業所の質も高める必要があり、広く観光事業者から徴収することも必要ではないか。
- ・村民負担を求めることなく、観光客から負担を頂くという考え方でいくべきであり、宿泊事業者以外の分担金は時期尚早ではないか。

【WGでの主な議論】

- ・宿泊税については、正確なデータも取れ有効なマーケティングに活用できるため必要と考える。また世界情勢や変化のスピード感についていくためには早めに検討する必要がある。
- ・外国人観光客と日本人観光客では宿泊税に対する価値観の温度差があるため、民宿やペンションのような低価格帯の宿泊施設からは徴収しないという手法や、日本人観光客にも宿泊税を徴収することによるメリットを可視化する必要がある。
- ・村内には観光局、各観光協会、商工会等の組織が多いが、宿泊税を徴収することになれば、それぞれの会費の廃止・組織を一本化も検討する必要がある。
- ・ふるさと納税やクラウドファンディング等のように、目的を明確にして集める仕組みも考えられる。
- ・新たな観光財源は必要で、その手法は村民負担だけではなく、お客様から徴収し、お客様に還元していく。その方法論として最適なのは「宿泊税」ではないか。徴収方法については定率制がよいのではないか。10年後、20年後、50年後に子供たちが帰ってきたり、ここで住みたいという質の高い魅力的な白馬村を作っていくために、検討委員会でも早期導入に向けた検討をお願いしたい。

なお、宿泊施設だけでなく、スキー場や飲食店等も含めて幅広い場所で観光客から徴収すべきとする意見もあったが、観光客から見れば、(スキー場、宿泊施設、飲食店等)何か所もの場所で税や協力金を徴収されるのは負担が大きいと思われる。

これらを踏まえると、財源としての安定性、課税対象の明確性や、国内外での事例の蓄積、増加する外国人観光客を含めた負担の公平性を満たした上で、観光客から頂く金銭的負担を集約するものとして、宿泊税が有力な選択肢として考えられる。登山協力金、ふるさと納税については、税ではなく、観光客等から任意の協力を求めるものであり、他の財源を導入する際にも並行して検討・活用すべきである。

また、集客のためのプロモーション等については観光事業者が事業者の規模に応じた税又は分担金を事業規模に応じて負担することも有力な選択肢である。

なお、いずれの税についても村内外からの理解を得るため、「白馬のみらい観光税(仮称)」のように観光振興のための税であることを明確化するべきである。

(2) 新たな観光財源の導入にあたっての課題

一方で、新たな観光財源を導入する場合には、委員会で挙げられた懸念事項についても十分に考慮する必要がある。

具体的には、単価が比較的低いとみられる小規模民宿・ペンション等の宿泊施設に対する配慮が必要である。また、温泉利用客に対しては、入湯税の負担もあることも考慮する必要がある。入湯税については、観光振興のみならず、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設や消防施設整備に充てることも目的とした税であり、観光財源とは役割分担の整理が必要であるが、入湯税との関係で負担が重くなりすぎないような制度設計が必要である。また、宿泊事業者からは、税の説明、徴収、申告、納付にあたる労働力不足の問題と納税者から徴収できずに宿の持ち出しが生じる問題があることが指摘されている。委員会における検討では、具体的な制度設計までは踏み込まないが、新たな財源の導入にあたっては、事業者の営業実態も踏まえた研究が必要である。

宿泊税の税率については、宿泊税は宿泊行為に対して課税するものであり、基本的には応益性に着目するため、応能負担となる定率制よりも定額制が適切とする意見があった。一方で、税収額を確保する観点から定額制よりも定率制とすべきという議論もあり、低価格帯施設への配慮として宿泊税を定率にすることも考えられる。税率については、これらの議論を踏まえてさらなる検討が必要である。

一方、観光事業者が事業規模に応じた税又は分担金を負担することについては、新たな村民負担が生じることに留意するほか、同様な制度は全国でも事例がなく、観光事業

者の範囲の明確化等の課題があることを踏まえた検討が必要である。

なお、観光事業者の負担に関連して、宿泊税等を導入する場合は、観光協会や観光局の会費を引き下げ・廃止し、宿泊税に一本化することで、事業者間の公平性を確保するとともに、事業者の負担を軽減するべきとの意見があった。これについては、各組織の役割分担を明確化した上で、事業者負担の在り方について具体的な制度設計を今後検討すべきである。

(3) その他の検討事項

委員会での議論においては、公平性の観点から、日帰りの観光客からも金銭的協力を頂くことが必要ではないかとの議論があった。日帰りの観光客については、例えば駐車場等で駐車料金に上乗せした形での徴収が理論的に考えられるが、現在は白馬村内の駐車場で有料としている事例が数少ないことや、観光客から金銭的負担を頂く箇所はできるだけ集約することが望ましいところ、仮に宿泊税を導入する場合には、宿泊客にとっては負担が重複してしまうといった懸念がある。このため、現在の白馬村の状況を考えると、直ちに制度化することは困難である。

5. まとめ

上記の検討結果を踏まえ、委員会としては以下のとおり提言を行う。

① 新たな観光財源の必要性・用途について

将来にわたり白馬村が観光立村として生き残るため、官民を問わず観光施策への継続的な投資は必須であり、そのための新たな観光財源を確保することが必要である。用途の大枠は、今後の白馬村が目指す目標像や施策・スケジュール等として「観光地経営計画」で示されているが、具体的な財源を導入する前段として、地域経済分析等の統計データを取りながら、施策の具体的方向性や優先順位を設定する仕組みづくりが必要である。なお、財源の検討にあたり、行政の事務執行の効率化等を求める意見もあったが、これは毎年の予算策定・執行において当然行うべき事項である。

② 新たな観光財源の運用の仕組みについて

新たな観光財源は、観光振興施策のみに使われるよう、行政の一般財源とは切り分けて基金化することが必要である。

また、新たな観光財源の基金管理・用途の決定は行政のみで行うのではなく、白馬村観光地経営会議のような、官民が一体となった組織において行うことが望ましい。

③ 新たな観光財源の在り方について

新たな観光財源は、用途に着目し、未来志向で観光への投資をしていくという趣旨を踏まえて、「白馬のみらい観光税（仮称）」と総称する。

具体的には、観光客等から金銭的協力を頂くものとして、宿泊行為に対する課税（いわゆる宿泊税）、登山協力金、ふるさと納税が有力な選択肢であると考えられる。特に宿泊税については、財源としての安定性、課税対象の明確性や、国内外での事例の蓄積、増加する外国人観光客を含めた負担の公平性を満たした上で、観光客から頂く金銭的負担を集約するものとして、有力な財源である。ただし、小規模宿泊施設や低価格帯施設等に対する配慮等、委員会で挙げられた懸念事項についても十分に考慮し、宿泊事業者の営業実態を踏まえた制度設計が必要である。登山協力金、ふるさと納税については、税ではなく、観光客等から任意の協力を求めるものであり、他の財源を導入する際にも並行して検討・活用すべきである。

その他、次なる集客等のため、観光事業者が幅広く事業規模に応じた税又は分担金

を事業規模に応じて負担することも有力な選択肢である。ただし、新たな村民負担が生じることに留意するほか、同様な制度は全国でも事例がなく、法律上の整理や観光事業者の範囲の明確化等の課題があることを踏まえた検討が必要である。

本報告書を踏まえ、今後、行政において新たな財源のあり方を具体化・制度化していくことを期待する。その際には、委員会・WGにおいて挙げられた様々な指摘事項を踏まえた仕組みづくりが重要である。

戦略		観光客の意見		住民が重要と考える観光施策		住民及び観光客が重要と考えるプロジェクト	
施策	夏季白馬村来訪者調査 ※最も優先度の高い項目/自由記述	冬季ペンパウンドアンケート調査 ※最も優先度の高い項目/自由記述	観光に関する住民意識調査	事業	内容		
観光6 支える担い手の育成・支援	6-1 観光産業界の人材確保・育成 6-2 新しい観光の担い手の育成・支援	・ 八ヶ岳地区のお客への対応（黙っていてお客はくちもの、と思っていないか？）	②スキー場のリフト（14.4%） ・ リフトの設備を最新化すること	①観光に関わる人材の育成（勉強会や研究会の実施等）（16.7%） ⑥観光施設におけるサービスの向上（19.9%）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 観光ガイド（白馬マイスター）養成 ■ 観光関連事業者向け各種講習・研修会（顧客満足（CS講習）、多言語対応研修等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白馬の資源を紹介し、滞在を楽しませるガイドを養成する研修会等の実施 ・ 観光客により満足してもらえよう、各職種における接客講習やTαの楽しみを伝える講習を実施 ・ 外国人観光客を案内できる人材育成のための講習を実施 	
観光7 誰もが安心できる観光受け入れ態勢の構築	7-1 誰にでも分かりやすい情報提供 7-2 誰でも利用しやすい滞在環境整備 7-3 危機管理体制の構築	⑥ウエブ情報（4.2%） （飲食店等）まじまじガイドがあるところがない ・ 「雨が降ったらここに行こう」といったパンフレットがあるとうい夏は白馬がこんなに素晴らしいとは知らなかった。もっと夏の白馬をアピールしてほしい ・ 紅葉情報がタイムリーにホームページで更新されていたので、梅景を楽しむことができた	⑥ウエブ情報（3.9%） ウエブサイトを色々探したが、分かりにくい ・ 移動に関する情報が溢れすぎていて、分かりにくい。読みやすく簡潔なウエブサイトがほしいように、ウエブサイトをつくってほしい	②観光地としてのインフラ整備（登山道・遊歩道、観光案内サイン、情報通信基盤等）（30.8%） ⑤ペンパウンド等PRの強化（13.0%） ⑩情報発信媒体（パンフレット、ホームページ等）の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ WII環境整備（観光事業者向け補助） ■ 統一看板の整備 ■ 次環境整備 ■ 違法営業施設（民泊等）の取り締まり強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光事業者の施設におけるWII環境整備補助 ・ 誘導看板、地区看板の統一・多言語化 ・ 各エリアに統一サインなどのエリアマップを設置（都案にあるような地図看板） ・ クレジットカードや電子マネー、指紋認証等の決済環境を整備 ・ 違法営業施設の調査・監視のための人員体制強化（民泊Qメン） 	
観光9 計画推進体制の構築と財源の確保	9-1 観光推進体制の具直し 9-2 観光振興のための財源の確保			<ul style="list-style-type: none"> ■ 既存組織を含む推進体制の見直し ■ 周辺地域との広域連携体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三村村DMO設立に向けた準備 ・ 観光局の体制の見直し 		
観光10 計画推進体制の整備となる統計	10-1 統計データの取得体制の構築 10-2 統計データの共有・活用			<ul style="list-style-type: none"> ■ 統計データ取得 ■ 顧客満足度調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外に向けた効果的な顧客活動のために、国内外の各セグメントに対する市場調査を実施 ・ 顧客満足度調査を定期的に実施し、観光地経営を改善 		
合計		約205,000円					

【参考資料1】白馬村観光振興のための財源確保検討委員会・WG 検討経過

	開催日	議題
第1回	平成30年5月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・白馬村における観光の現状と課題 ・白馬村における財政の現状と課題 ・観光財源の確保策
第2回	平成30年7月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな財源確保の在り方
第1回WG	平成30年10月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回・第2回検討委員会の報告 ・新たな観光財源の使途 ・新たな観光財源の基金化 ・観光財源の確保策
第2回WG	平成30年10月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・観光財源の確保策 ・基金の使途を決定する組織
第3回	平成30年11月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな財源確保の在り方
第4回	平成30年12月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな財源確保の在り方（宿泊税以外） ・これまでの議論を踏まえた全体イメージ
第3回WG	平成31年1月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回・第4回検討委員会の報告 ・新たな観光財源の運用イメージ
第5回	平成31年3月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな財源確保の在り方 ・報告書（案）の議論
第6回	平成31年4月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書のとりまとめ

【参考資料2】白馬村観光振興のための財源確保検討委員会 委員等名簿

氏名	所属
委員	
下村 彰男（会長）	東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授
小磯 修二（副会長）	（一社）地域研究工房 代表理事（元北海道大学教授）
占部 裕典	同志社大学大学院 司法研究科 教授
丸山 和博	（一社）白馬村観光局 理事（八方尾根観光協会 協会長）
高梨 光	HAKUBA VALLEY プロモーションボード 代表
中村 ゆかり	（株）五龍館 代表取締役
杉山 茂実	白馬商工会 会長
ケビン・モラード	Hakuba International Business Association 代表
オブザーバー	
北村 光雄	白馬さのさか観光協会 協会長
矢口 健治（～H30.5）	白馬五竜観光協会 協会長
山形 太加雄（H30.5～）	白馬五竜観光協会 協会長
吉沢 勇	白馬岩岳観光協会 協会長
アドバイザー	
梅川 智也	日本交通公社 理事
山田 雄一	日本交通公社観光政策研究部 部長
池知 貴大	日本交通公社観光政策研究部 研究員

【参考資料3】白馬村観光振興のための財源確保検討委員会WG 委員名簿

氏名	所属（観光地経営計画策定委員会WG当時）
松沢 斉	（株）白馬硝子店
石野 真	白馬村振興公社
松澤 幸靖	白馬山案内人組合
平瀬 久美子	ほおずきファーム白馬
福島 洋次郎	白馬村観光局
杉山 茂実●	白馬商工会
アダムソン スシアート	（株）adamson communications
遠藤 孝	（有）白馬交通
橋本 旅人	（株）さくら不動産
野々山 美樹	ハクバインターナショナル
ハクバ モータース ●	Hakuba International Business Association
津滝 明子	（有）ティールム
藤田 直子	ロジックバターミルク
丸山 俊郎	しろうま荘
丸山 徹也	ホテル対岳館
丸山 和博●	（一社）白馬村観光局
山岸 千尋	八方のつたてのつたて
高木 律子	白馬山案内人組合
伊藤 英喜	（株）五竜
下川 浩紀	太田旅館
下川 洋司	白馬村索道事業者協議会（（株）大糸）
ウリアム 三季世	白馬東急ホテル
丸山 智彦	山の郷ホテル白馬ひふみ
中村 ゆかり●	（株）白馬五龍館
丸山 和之	木彫家
吉沢 紘一	（一社）白馬村観光局
武藤 慶太	白馬商工会
高梨 光●	（一社）HAKUBA VALLEY プロジェクト
和田 寛	白馬観光開発（株）

●は検討委員会委員